

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第11条第3項を削る。

第13条第1項中「金銭出納員」の右に「(金銭出納員に事故あるときは金銭副出納員。以下本条において同じ。)」を加える。

第22条中「布設した補助配水管及び」を削る。

附 則

この規程は、平成23年3月31日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)